

## 笠間市まちづくり市民活動助成事業の全体的な手続きの流れ

- (1) まちづくり市民活動助成金申請希望調書(様式第1号)の提出【団体→市】  
※ 希望調書の提出前に事業概要がまとまった段階で、市担当者に事前協議を行った上で、ご提出ください。
- (2) 申請団体の代表者が審査会でプレゼンテーション
- (3) 助成事業の採択・不採択の通知(様式第2号) <事業の採択に関する通知>【市→団体】
- (4) 補助金等交付申請書の提出【団体→市】  
<希望調書とは別に ①申請書 ②計画書 ③予算書 の提出が必要となります>
- (5) 補助金等交付決定の通知【市→団体】
- (6) 概算払請求書の提出(様式第3号)【団体→市】  
※事前に助成金の交付を希望する場合に提出
- (7) 助成対象事業の実施 <採択条件を遵守して事業を実施してください>
- (8) 事業の完了、実績報告書の提出【団体→市】  
事業が完了したら速やかに ① 実績報告書(様式第4号)、② 領収書の写し、③ 成果品(実績写真、印刷物等) を添付して提出してください。
- (9) 調査・助成金の確定通知【市→団体】  
書類審査や必要な場合は現地に出向き調査を行います。適正と認められれば、助成金を確定します。
- (10) 助成金の請求、請求書の提出(様式第5号)【団体→市】
- (11) 指定された銀行口座へ助成金の振込【市→団体】

◇すべて様式関係のデータは、市のホームページからダウンロードできますので、  
【<http://www.city.kasama.lg.jp/page/page001928.html>】をご利用ください。

